

# TAKKEN

# GIFU

宅建ぎふ  
Vol.538  
令和3年10月15日発行



## おもな内容

「宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について	2
7月新設住宅着工	3
印紙税の非課税措置について	4
令和3年度「第2回県下統一研修会」について	4
「子ども110番の家」の活動に協力頂ける会員を募集中です	4
「不動産市況DI調査」へのご協力をお願い	5
全宅連策定書式の更新等について	5
身近な法律相談	6
不動産取引判例集	7
協会の動き・支部だより・会員の異動	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

## 「宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の 解釈・運用の考え方」の一部改正について

令和3年3月31日に踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、その一部が令和3年9月25日から施行されました。（なお、下記1. (2) については、令和3年4月1日から施行されています）。これに伴い、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、宅地建物取引業法施行令が改正され、令和3年9月25日から施行されました。

また、上記の改正を踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（以下「ガイドライン」という。）についても下記3. のとおり改正され、令和3年9月25日から施行されましたのでお知らせします。

### 1. 踏切道改良促進法等の改正内容（宅地建物取引業法施行令関係）

- (1) 災害応急対策施設管理協定の承継効について（改正法による改正後の道路法第48条の29の7）  
改正法により、道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、道路外災害応急対策施設所有者等との間で災害応急対策施設管理協定を締結し、道路外災害応急対策施設の管理を行うことができることとされた（道路法第48条の29の5）。

この災害応急対策施設管理協定は、公示（道路法第48条の29の6第3項）があった後において道路外災害応急対策施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとされた（道路法第48条の29の7）。

- (2) 道路外滞留施設協定の承継効について（改正法による改正後の踏切道改良促進法第10条関係）  
（令和3年4月1日から施行）

改正法により、鉄道事業者及び道路管理者は、その管理する道路外滞留施設について、道路外滞留施設所有者等との間で道路外滞留施設協定を締結し、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができることとされた（踏切道改良促進法第8条）。

この道路外滞留施設協定は、公示（踏切道改良促進法第9条第3項）があった後において道路外滞留施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとされた（踏切道改良促進法第10条）。

### 2. 宅地建物取引業法施行令の改正点（第3条関係）

宅地建物取引業法第35条第1項においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、宅地建物取引業者に宅地建物取引業法施行令第3条第1項で定める法令に基づく制限を重要事項として説明するよう義務付けている。

- (1) 災害応急対策施設管理協定の承継効（改正法による改正後の道路法第48条の29の7）に係る制限の追加について

改正法による改正後の道路法第48条の29の7において、災害応急対策施設管理協定の承継効が新設されたことを踏まえ、今般、当該承継効を宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加する改正を行った。

- (2) 道路外滞留施設協定の承継効（改正法による改正後の踏切道改良促進法第10条関係）に係る制限の追加について

改正法による改正後の踏切道改良促進法第10条において、道路外滞留施設協定の承継効が新設されたことを踏まえ、今般、当該承継効を宅地建物取引業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に追加する改正を行った。

### 3. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点

2. (2) を踏まえ、ガイドライン「重要事項説明の様式例」のうち、記載要領③の「法令名」の欄に記載する法律名として踏切道改良促進法を追加するための所要の改正を行う。

# 7月新設住宅着工

国土交通省がまとめた7月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比14.8%増の2万6,071戸と9カ月連続の増加、貸家が同5.5%増の2万9,230戸と5カ月連続の増加、分譲住宅でも同11.0%増の2万1,480戸と先月の減少から再び増加となったため、7月の新設住宅着工戸数全体では、同9.9%増の7万7,182戸と5カ月連続の増加となり、着工床面積でも、同13.1%増の635万2千㎡と4カ月連続の増加となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同6.9%増の92万6千戸となり、3カ月ぶりの増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同16.1%増の2万3,682戸と9カ月連続の増加、公的資金分でも同3.2%増の2,389戸と3カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

貸家では、公的資金分が同5.2%減の2,694戸と2カ月連続の減少となったものの、民間資金分が同6.8%増の2万6,536戸と5カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

分譲住宅では、マンションが同9.2%増の9,117戸と先月の減少から再び増加、戸建て住宅でも同13.1%増の1万2,242戸と3カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、分譲住宅が同10.9%減の163戸と2カ月ぶりの減少となったものの、持ち家が同4.9%増の553戸と4カ月連続の増加、貸家が同7.6%増の297戸と4カ月連続の増加となったため、岐阜県全体では、同2.7%増の1,014戸と3カ月連続の増加となりました。

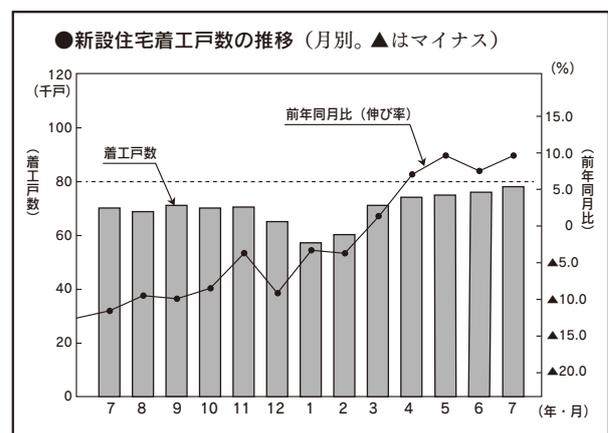
三大都市圏をみると、首都圏では、貸家が同1.9%減の1万260戸と減少となったものの、持ち家が同12.5%増の5,452戸、分譲住宅でも同5.3%増の8,973戸と増加となったため、首都圏全体では同3.5%増の2万4,744戸となりました。

中部圏では、持ち家が同13.6%増の3,906戸、貸家が同16.7%増の3,144戸、分譲住宅でも同13.3%増の2,675戸と全利用関係別で増加となったため、中部圏全体では同13.4%増の9,763戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同10.6%増の3,104戸、貸家が同10.1%増の5,580戸、分譲住宅でも同14.3%増の4,431戸と全利用関係別で増加となったため、近畿圏全体では同11.9%増の1万3,184戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同9.2%増の3,451戸、貸家が同12.5%増の6,894戸、分譲住宅でも同37.6%増の465戸と増加となったため、全体では、同12.6%増の1万875戸と3カ月連続の増加となりました。

2×4では、貸家が同1.4%減の4,314戸、分譲住宅でも同4.3%減の1,000戸と減少となったものの、持ち家が同22.7%増の2,963戸と増加となったため、全体では、同6.0%増の8,308戸と4カ月連続の増加となりました。



## 印紙税の非課税措置について

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、下記が当該非課税措置の対象となる自然災害として適用となりましたのでお知らせします。

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該 当 区 域
令3・8・11	令和3年8月11日からの大雨による災害	佐賀県武雄市・杵島郡大町町

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

## [infomation] インフォメーション

### 令和3年度「第2回県下統一研修会」について

令和3年度の県下統一研修会は、集合による研修会の開催を予定していましたが、現下の新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、第2回研修会につきましては、Webによる開催とさせていただきます。会員の方には、Web研修動画の公開日、視聴方法等、官製はがき及び本誌においてお知らせを予定しています。

なお、第1・2回研修会をWeb研修としたことに伴い、本年度交付を予定していた「業務研修受講済店ステッカー」の交付は中止とします。

### 「子ども110番の家」の活動に協力頂ける会員を募集中です!!

本会では、近年増加する子どもを狙った犯罪の防止に努めるとともに「安全で安心して暮らせる岐阜県づくり」を推進することを目的とした「子ども110番の家」の活動に参画し、地域の安全性の確保及び業界の信頼性の向上を目指しています。

事務所に「子ども110番の家」協力店のステッカーを掲示頂き、子どもたちが助けを求めてきた際の店内での保護、警察・学校・自宅等への連絡などをお願いしています。

「子ども110番の家」にご協力頂ける会員の方は、所属支部までお申出ください。

令和3年9月末現在、会員事業所497社にご協力いただいています。



## 「不動産市況D I 調査」へのご協力をお願い

本会では不動産流通の活性化及び安心・安全な不動産取引を図るため、(公社)岐阜県不動産鑑定士協会と共同で不動産市場の推移に関する実感と、この先半年の予測について、毎年4月と10月に会員業者に対するアンケート調査を実施し、調査結果を宅建協会のホームページ及び報道機関等を通じて公表しています。

この度、令和3年10月時点のアンケート用紙を会員の方へお送りしていますので、同調査の趣旨をご理解頂き、アンケートへのご協力をお願いします。

## 全宅連策定書式の更新等について

- 踏切法等改正法による踏切道改良促進法の改正(令和3年9月25日施行)に伴い、全宅連が策定する以下の重要事項説明書書式が更新されました。
  - ・「土地の売買・交換用」、「土地建物の売買・交換用」、「区分所有建物の売買・交換用」、「土地賃借用」
  - ※ 「都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限の概要」の法令一覧に「踏切道改良促進法」を追加
- 消費生活製品安全法施行令が一部改正されたことに伴い、同法に規定する「特定保守製品」について変更等があり、一部が改訂されました。
  - ・不動産売買契約に係る「付帯設備表」

### 消費生活用製品安全法施行令の一部改正による特定保守製品の変更について

#### 1. 改正概要

令和3年8月1日に「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」が施行され、特定保守製品が9製品から2製品になりました。

※ 特定保守製品とは

「長時間の使用に伴い生じる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる商品であって、使用状況からみてその適切な保守を促進することが適当なもの」として政令で定められた製品

#### <これまでの特定保守製品>

①屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)、②屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)、③石油給湯機、④屋内式ガスふろがま(都市ガス用)、⑤屋内式ガスふろがま(LPガス用)、⑥石油ふろがま、⑦ビルトイン式電気食器洗機、⑧密閉燃焼式石油温風暖房機、⑨浴室用電気乾燥機



#### <R3. 8. 1以降の特定保守製品>

③石油給湯機、⑥石油ふろがま

※ 除外された7製品のうち公布の日から起算して一年を経過する日までに点検期間の始期が到来する製品(経過措置対象製品)については、引き続き、法に基づく点検実施を行う経過措置が設けられています(附則2条)。

## 身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会  
顧問弁護士 畑 良平



今回は、身近な法律相談として「農地を巡る法律問題」(その2)についてお話しします。

1. 法人が耕作目的で農地取得できるか
2. 農地の賃貸借について
  - ① その対抗要件は?
  - ② 賃貸借契約を解除するには
  - ③ 許可除外事由について

### 1. について

(1) 一定の要件を満たせば法人でも耕作的目的での農地取得は可能です。法人が農地取得できるかにつき、農地所有適格法人制度が平成28年4月1日の改正農地法によって設けられました(従前は農業生産法人と呼ばれていました)。

(2) 農業組合法人や株式会社等のうち、一定の要件を満たすものが農地所有適格法人と呼ばれます。これらの要件を満たして適合しているか否かについて農業委員会への報告や立入り調査がされたりします。

#### ア 法人形態要件

農地組合法人、株式譲渡制限のある株式会社等

#### イ 事業要件

その法人の主たる事業が農業であること

#### ウ 構成員、議決権要件

例えば株式会社の場合、一定の者の有する株式議決権が総株主の議決権の過半を占めていること

#### エ 役員要件

常時従事者である構成員が理事等の数過半を占めていること等

### 2. について

#### ①につき

通常、土地の第三者対抗要件は登記ですが、農地等の賃借権は、農地等の引渡しがあったときには、これをもって農地等について所有権等の物権を取得した第三者に対抗することができます。つまり、農地の賃借人は、自分が小作地を占有して耕作をしておれば、仮に当該農地について権利を取得したと主張する第三者が現れても、自分が小作農であることを同人に対して主張することができ、同人からのうちの明渡しなどの要求があってもこれを拒否できます。

#### ②につき

農地の賃借権については、県知事の許可を経た上で、賃貸借の解除をしなければなりません。したがって、例えば、農地の所有者(地主)が農地の賃借人(小作農)の賃料(小作料)不払いを理由に、賃貸借契約を解消して農地の返還を求めようとするときは、原則として事前に都道府県の許可を得る必要があります。

従って、農地の賃貸借契約の当事者が、契約解除等を理由に裁判を起こして目的農地の引渡しなどを求める場合、原則として先に農地法20条の許可を受けておく必要があります。

#### ③につき

農地法20条は、前記のとおり、契約当事者が農地賃貸借契約について、これを解除、解約などしようとする場合には、都道府県知事の許可を事前に受ける必要があると規定しています。しかし、同条1項ただし書は、その例外を定めています(許可除外)。

#### ア 書面による合同解約

#### イ 農事調停による合意解約

ウ 10年以上の期間の定めのある賃貸借(期間満了の1年前から6ヶ月前の間に更新拒絶通知を行う必要がある)

以上



戸建住宅の買主が、売主不動産業者および媒介業者に対し、近くに高圧送電線が存在し、購入物件がその振れ幅に一部掛かることの説明がされなかったとして、瑕疵担保責任、説明義務違反等に基づき、主位的に契約解除を、予備的に損害賠償等を求めた事案において、契約解除は認められなかったが、説明義務違反について慰謝料の請求が認められた事例

(東京地裁 平成27年12月25日判決)

### 【事案の概要】

平成24年10月、買主X(原告)は、売主不動産業者Y1(被告)との間で、媒介業者Y2(被告)の媒介により、本件不動産(本件戸建住宅および本件道路)を3,320万円で購入する売買契約を締結し、Xは、Y1に対し売買代金全額を、Y2には仲介手数料89万円余を支払った。

しかしY2は、本件不動産の上空付近を通っている電力会社の所有する高圧送電線(本件送電線)についての調査を行わなかったため、本件不動産は本件送電線の直下には存しないが、本件送電線の振れ幅に、本件宅地のうち7.97㎡および本件道路のうち31.91㎡が掛かること、当該部分については電力会社との間で、建造物築造および工作物設置の制限、補償料の支払い等を内容とする契約を締結する必要があることを見落とし、本件売買契約に際しXに説明しなかった。

その後、本件不動産の上空に本件送電線が存することを知ったXは、本件不動産には建造物の制限等があり、また本件送電線の存在は、本件建物やXら家族に危険が迫る可能性がある等の理由から、購入目的を達することができないとして、Yらに対して、主位的に、瑕疵担保責任または説明義務違反による債務不履行に基づき売買契約の解除と売買代金の返還・契約解除に伴う損害賠償金の支払いを求め、予備的に、調査または説明義務違反として、債務不履行または不法行為に基づき損害賠償金等の支払いを求め、本件訴訟を提起した。

Yらは、本件送電線に関し調査説明を行わなかったことは認めたが、本件不動産は第1種低層住居専用地域にあり、本件制限は建築基準法等の制限を超えて影響を及ぼすものではないこと、危険性等も具体的なものではないこと、売買価格も本件送電線が上空にあることを考慮して割安に設定してあることを主張した。

### 【判決の要旨】

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求の一部を認容した。

#### (1) Xの売買契約の解除請求について

本件送電線の振れ幅は、本件不動産の一部に掛かるに留まるものではあるが、電力会社との契約により制限を受けるものであり、また多額ではないが補償金が支払われることから、「瑕疵」があるとは認められる。

しかし制限を受けるのは本件宅地のわずか7.97㎡であって、当該部分には本件建物は存在していないか、仮に存在しても、その範囲はわずかであること、本件制限のうち建築(高さ)等の制限は、行政上の規制を超えるものではないし、それ以外の制限も、特殊な用途の建物の建築を制限するものや一時的な立ち入りを認めるにすぎないものといえ、直ちに、住宅として本件建物の存立や安定的な住環境の維持に影響を及ぼすとは認められない。

また、Xが主張する荒天や積雪により本件送電性が破損する等の危険性は抽象的なものにすぎないし、電波障害や電磁波等も、科学的な根拠に裏付けられた具体的・客観的なものとはい

えない。

従って、本件制限が瑕疵に当たるとはいえ、その制限は大きいとまではいえず、また本件送電線の存在自体も直ちに瑕疵に当たるとはいい難いことから、Xは瑕疵担保責任または説明義務違反による債務不履行に基づき売買契約を解除することはできない。

(2) Xの損害賠償請求権について

本件制限は瑕疵に当たるから、Xが損害を受けた場合には、Yらは賠償する義務を負う。

しかし、Y提出の不動産価格査定報告書によれば、本件不動産の売却価格は近隣不動産の売却価格に比して低額になっており、本件送電線の存在を考慮して決定されたものと推認でき、かかる値引き率はX提出の査定書が示す値引き率とも大きく食い違っていない。

このことから、本件不動産の価格は、本件送電線を考慮して決定されたと認めることができ、本件不動産の財産的価値に係る損害賠償請求を認めることはできない。

もともと、Xは本件送電線の説明を受けないまま本件売買契約を締結させられることになったのであって、Yらの説明義務違反は、Xが十分な情報の提供を受けた上で締結するか否かの決定機会を奪った不法行為に該当すると認められ、これに対する慰謝料として、本件一切の事情も併せ鑑みて、Yらは連帯して、慰謝料100万円、弁護士費用相当額10万円の支払い義務を負うものと認められる。

【まとめ】

本件は、売買契約締結の際に、高圧送電線の存在および制限を説明しなかった不法行為について、買主が、売主不動産業者および仲介業者に対し、契約の解除と損害賠償を求めたが、高圧送電線による制限は法令上の制限を超えるものではないこと、高圧送電線の危険性等も具体的に客観的でないこと、本物件の価格は高圧送電線を考慮した設定となっていること等を理由に解除は認められなかったが、説明・調査義務違反による慰謝料として100万円の支払いが認められた事例である。

高圧送電線の直下または近隣の不動産は、圧迫感、景観の面からも通常一般的に避けられる傾向があり、おそらく本件売主はその点を配慮して減価したと思われるが、電力会社の制限範囲に存するかどうかを確認しなかったことは、媒介業者の手落ちといえよう。

高圧線は高所にあり、直下にあるか、振れ幅に掛かるかは目視では確認しにくいいため、不動産業者におかれては、電力会社に確認する必要があることに留意されたい。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

**免許更新の手続きはお早めに!!**

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。  
免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

# 協 会 の 動 き

9月1日

・全宅連第3回広報啓発委員会

山本会長出席

9月3日

・岐阜県空家等対策協議会

山本会長、大橋事務局長出席

9月13日

・全宅連第2回組織整備・入会促進委員会

山本会長出席

9月15日

・宅建ぎふV o l . 5 3 7 発行

9月16日

・弁護士相談

9月21日

・上期基礎教育研修会

O K B ふれあい会館

## 支 部 だ よ り

### 岐阜中支部

9月30日

入会審査会

### 岐阜南支部

9月9日

巡回調査員説明会

9月27日

入会審査会

### 岐阜北支部

9月14日

第2回移動相談会(山県市役所、本巣市役所系貫分庁舎)

9月16日

第2回正副支部長会議

### 西濃支部

9月7日

第3回幹事(監査・地区委員)会

### 中濃支部

9月3日

第3回幹事会

9月14日

巡回相談(関市総合福祉会館)

## 一 会 ・ 員 ・ の ・ 異 ・ 動

入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

### 【岐阜中支部】

(12) 1947 30. 8. 3	西 濃 建 設 (株) 岐阜支店	宗 宮 郷 (黒 永 隆 司)	荒 木 之 広 寺 井 礼 紀	058-274-9880 058-275-3784	岐阜市藪田南1-11-7	500- 8384
大(3)8044 2. 9. 17	ホームトレードセンター(株) 岐阜営業所	兼 井 雅 史 (瀬 津 康 之)	瀬 津 康 之	058-213-8828 058-213-8827	岐阜市神田町9-23	500- 8833

## 【東濃支部】

(1) 5149 3. 7. 6	(有) 白山住宅	井澤元繁 (井澤陽子)	井澤陽子	0572-29-2211 0572-22-3257	多治見市姫町5-1-2	507-0061
---------------------	----------	----------------	------	------------------------------	-------------	----------

## 退会者

支部	商号	代表者	事務所所在地	備考	頁
岐阜中	信友興業(株)	加藤浩昭	岐阜市敷島町7-66	廃業	10
西濃	安八住建	栗田正之	大垣市墨俣町下宿7-1	廃業	38

## 変更事項(9月)

支部	商号	変更事項	変更内容		頁
			旧	新	
岐阜中	ME Real Partners(株) 岐阜支店	政令使用人	林祐也	浅野香織	9
		専任取引士	林祐也	清水美月	
岐阜中	大和ハウス工業(株) 岐阜支社	専任取引士	中島良輔		11
岐阜南	(株)クレドホーム	代表者	西岡徹人	木村博	16
		所在地	〒500-8259 岐阜市水主町2-53	〒501-6001 羽島郡岐南町上印食8-123-1	
		T E L	058-275-5565	058-214-9558	
		F A X	058-275-5617	058-214-9568	
		専任取引士	後藤裕子	鷺見剛男	
岐阜南	T-LINE不動産合同会社	所在地	〒500-8437 岐阜市石切町20 A&Be's. S-1	〒500-8241 岐阜市領下1703-1	17
岐阜南	大東建託リーシング(株) 岐阜東店	専任取引士	林康弘	中島潤哉	22
岐阜北	ME Real Partners(株) おうちbank岐阜北店	専任取引士	松原衣里	佐々木瞳	28
西濃	(株)岐阜住建	所在地	〒503-0034 大垣市荒尾町1707-16	〒503-0801 大垣市和合新町2-1-2	38
		T E L	0584-93-1234	0584-47-5751	
		F A X	0584-91-8700	0584-47-5752	
中濃	(株)ジャムズ	T E L	0575-24-4776	0575-46-9771	54
		F A X	0575-24-4776	0575-46-9772	
中濃	見行木材(株)	専任取引士	田口和行		58
中濃	(株)ワタケン・ホーム	専任取引士	石井桂子	和泉清	59

中濃	(有)ひるがの高原別荘管理センター	商号	(有)ひるがの別荘管理センター	(有)ひるがの高原別荘管理センター	63
		代表者	瀬川和也	出口亜樹	
		所在地	〒501-5301 郡上市高鷲町ひるがの 4670-3050	〒501-5301 郡上市高鷲町ひるがの 4670-1471	
飛騨	(株) 洞 口 不 動 産	専任取引士	洞口茂		85
飛騨	(株) 洞 口 不 動 産 バイパス店	支店名	日赤前店	バイパス店	85
		所在地	〒506-0021 高山市名田町3-86-6	〒506-0055 高山市上岡本町7-503	
		政令使用人		洞口茂	
		専任取引士	洞口航	洞口茂	

※ 頁の欄は、「令和2・3年度会員名簿」の掲載ページです。

「訃報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支部	商号	代表者	逝去者	続柄	逝去年月日
岐阜北	(株) マルヤスホームズ	安西 日出夫	安西 定夫	父	令和3年9月5日



イメージキャラクター  
佐藤まり江 さん

[不動産キャリア]サポート研修制度 取引実務の基礎を網羅

# めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

頑張るあなたを  
応援します!

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!  
 従業者教育のツールとしても最適!  
 宅建アソシエイトや宅建士への  
 ステップアップをめざすあなたにも!

資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。

テキスト+Webでいつでも学習

受講料 8,800円 (税込)  で

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)  
 くわしくはWebで <https://www.zentaku.or.jp/training/career/>



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

### 不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

**【本部無料相談所】** 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

**所在地** 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館

**電話番号** 058-275-1551

**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）

午前10:00～12:00 午後1:00～4:00

**弁護士相談** 事前に電話でご予約ください。

毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

**【支部無料相談所】** 事前に電話でご予約ください。

**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）

午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする  
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”

<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和3年9月30日現在

所属会員 1,130名

### 発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）  
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部  
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）

会長・本部長 山本 武久

（編集責任者）

情報提供委員長 白井 博幸